ALPS 処理水の海洋放出に反対です！
海洋放出は「風評被害」だけでなく実害、「故意の加害行為」です！
菅政権はコロナ感染拡大で国民的議論ができない状況下で国民の声を無視し方針決定を強行するのですか？！
漁業者をはじめ「関係者との約束」を守って下さい！
全国民、全世界の人々が「関係者」です。

2021 年 4 月 7 日

内閣総理大臣　菅 義偉　様

貴職は、東電福島第一原発の敷地内のタンクに溜り続ける高濃度のトリチウムと６０種以上の放射性核種を含む大量の汚染水（多核種除去設備[ALPS]処理水）を、500 倍に薄めて数十年間にわたって海洋放出するという「処理法」について「いつまでも先延ばしにできない。適切な時期に処分方針を判断する。」と、繰り返し述べてきました。そして、コロナ感染拡大の最中の本日（4 月 7 日）、全国漁業協同組合連合会の岸会長と菅首相が面談した上で、早ければ４月１３日の「廃炉・汚染水対策関係閣僚会議」で決定する方向で「最終調整に入った」との報道に、私たちは強い怒りを感じています。

国策で進めた原発で重大事故を起こした上に、大量の汚染水を発生させた責任を取ろうともせず、さらなるに放射能汚染と被ばくを国民に強いる「海洋放出」は受け入れられません。昨日（6 日）、マスコミのインタビューに答えて、福島漁連の野崎会長は「海洋放出に反対の姿勢は変わらない」と発言しています。菅政権は、大震災・津波に伴う原発重大事故によって、福島の漁業者が「仕事場」としての海を奪われ、塗炭の苦しみを味わいながら、漁業の再建のために努力してきたこの１０年間を、いったいどう受けとめているのでしょうか。試験操業から、いま、やっと本格操業に向けて動き出した、この時期に「汚染水海洋放出の方針決定に向けて検討する」という暴挙は言語道断です。

「原発のない福島を！県民大集会」が呼びかけ、福島県漁連、農協、森林組合、旅館ホテル組合など生産者・観光業をはじめ、様々な立場の県民の総意として取り組まれている「トリチウム海洋放出に反対する署名」には、県内外から４５万筆を超える賛同が寄せられ、また海外からも太平洋の諸島諸国やチェルノブイリの被災者など、世界の３０カ国以上の人々から「海洋放出」反対への賛同が寄せられています。昨年、政府に提出された後も賛同署名は増え続けています。海洋の放射能汚染は福島のみならず、全国、全世界の問題です。福島県に留まらず周辺の茨城、宮城県の漁連、そして全国漁連も断固反対しています。また、福島県内の多くの市町村議会では、反対、懸念の決議が採択されています。経産省・小委員会の報告書へのパブコメは全国（及び海外）から 4000 通以上が寄せられましたが、未だにその結果の公表すら国民に対して行なわれていません。

海洋放出は「風評被害」だけでなく、「実害、故意の加害行為」です。政府は海洋放出を前提に「風評被害対策」と「リスクコミュニケ―ション」で対処しようとしていますが、昨年秋の意見聴取で、今後必要な対策を問われた岸全漁連会長が、「海洋放出しないことに尽きる」ときっぱり回答されている、まさにそのとおりです。

福島第一原発では、２号炉のデブリ取り出しのための機器がコロナ・パンデミックのために英国から予定どおりには届かず、また２、３号炉の格納容器の蓋の高汚染が明らかになるなど、デブリ取り出し作業も難航し、「１０年以内にデブリ取り出し着手」とした廃炉計画の見直しも迫られる

ような事態になっています。よって、デブリ取り出し準備のための施設等の用地確保を理由に、汚染水保管タンクの増設ができないという東電の説明の根拠も揺らいでいます。廃炉作業を進めるために、ALPS 処理水の海洋放出の方針決定を急がなければならない理由は何一つないのです。

私たちは、福島と全国の団体とともに、「関係者の理解を得ることなしに（ALPS 処理水の）いかなる処分もしない」という経産省と東電の漁連や福島県民への約束を守るように等求め、通産省や関係省庁との交渉を行って来ました。法令で担保されている「敷地境界での線量限度年１mSv」が守れない状態が続く中でのこれ以上の放射能汚染水の放出は許されない（「告示濃度」以下に薄めて流しても、「法令遵守」にはならない)、ALPS 処理水放出は通常原発のトリチウム等を含む温排水の放出等とは量も質も異なる、放射性廃棄物の故意の海洋放出であり「ロンドン条約・議定書」の趣旨と条項に従って、締約国である日本政府の裁量で海洋放出を規制すべき、等々私たちが質問した問題点に対しては、納得のいく返答や説明はなされていません。「関係者の理解を得る」にはほど遠い状況です。

このような中で、処分法決定を急ぐ政府の姿勢に抗議するとともに、以下、昨年１０月の要請に重ねて、改めて緊急に申し入れます。

記

1. 早ければ４月１３日にも開催されるという「廃炉・汚染水対策関係閣僚会議」で ALPS 処理水の海洋放出を前提にした処分法決定を行わないこと。

2. 方針決定をする前に、国民の反対や懸念、疑問に真摯に応え、丁寧な説明と議論を行い、その結果を方針決定に誠実に反映すること。小委員会報告に対するパブコメの結果を早急に公示すること。

3. 国民的議論を保証し、政策決定の透明性を確保するために、福島県内及び、全国各地で公聴会・公開討論会を開催すること。（コロナ感染が急拡大し、第４波が到来する中、公聴会・公開討論会の開催もままならない中で、全国魚連会長と総理との面会だけを行って、関係閣僚会議で方針を検討・決定しようとするのは決して許されません。）

「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西」
連絡先 mail：〈cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp〉
事務局住所：〒591-8021 大阪府堺市新金岡町 1-3-15-102 猪又方